

# 第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

## 将来賠償, 飛行差し止め 求めて 最高裁へ要請 8月11日



記録的な猛暑日となった8月11日、最高裁に対して「抜本的被害救済の判決」を求める要請を行いました。最高裁判決がいつ下されるかは分かりませんが、第2次新横田基地公害訴訟原告団・弁護団は判決が出される前にやるべき事はすべてやり切ろうとの意気込みで臨みました。

新型コロナ感染防止のため、要請参加者人数を10名以内と限定されたため、原告団から中島団長をはじめとして役員7名、弁護団から関島団長をはじめとして3名が参加し、要請文を読み上げ、対応にあたった事務官に手渡しました。

原告のみなさんがコロナ禍の中で綴った「要請はがき」にも触れ、メッセージに込められた声に耳を傾け、被害救済の判決を下されるよう要請しました。

### 弁護団 新たな補充書を提出

最高裁への要請に合わせて、弁護団は新たな上告受理申立て理由補充書を最高裁に提出しました。

東京高裁口頭弁論の終結後にも、基地機能の強化やそれに伴う長期に亘る騒音や落下物による被害・悪化が継続しています。今度こそ将来の賠償請求を認めてもらう必要があることは明らかです。

また、補充書の資料として、原告が撮影した瑞穂町・昭島市上空を低空かつ爆音を上げて飛行訓練する動画と写真を提出しました。

### 最高裁門前でスタンディングアピール

要請に先立って、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の首都圏原告団共同で、最高裁通用門(西門)前で昼休み宣伝を行いました。

文字通りの炎天下、最高裁職員のみなさんへ基地爆音被害の実態を訴え、公正判決を求める私たちの熱意が伝わったことと確信します。

## ■■■■■ 勝ち取ろう！「夜間・早朝の飛行差し止め」「将来損害賠償請求」■■■■■ 弁護団は「将来の損害賠償請求に関する補充書」を提出

令和2年8月11日、最高裁判所に将来の損害賠償請求に関する補充書(補充書2)を提出しました。

最高裁判所に事件が係属して以降、弁護団としては、飛行差し止め、および、将来の損害賠償請求に関し、法的な主張を交えてそれぞれ認容されないことの不当性を主張してきました。今回提出の補充書2は、将来の損害賠償請求に関し、飛行動画(DVD)や画像など多くの証拠を提出して、航空機騒音は日々発生し続けているという主張に特化した書面です。

今回提出したDVDおよび画像は、主として

昭島市、瑞穂町で撮影されたものです。いずれの場所でも、昼夜を問わず、特にオスプレイについては、深夜ライトを消して住宅街の直上を通過していく様子、その際に出される爆音が撮影されています。

今後、本裁判および第3次の訴訟を提起するとしても、被害継続立証のための証拠の獲得は大変重要であり、また、残念ながら爆音の激しさから証拠の獲得は容易でもありません。

原告団の皆様には、うるささを感じましたら、携帯電話等での動画撮影、画像撮影も是非ご検討ください。 【弁護士 杉野 公彦】



弁護団 事務局長  
 弁護士 山口 真美

今、第2次新横田基地公害訴訟は、上告審が最高裁判所に係属しています。最高裁に判断を求めているのは米軍機等の飛行差し止めと将来の損害賠償請求の2つです。

米軍機等の飛行差し止め請求では、午後7時から翌日午前7時までの間、航空機の離着陸をせず、かつ、一切の航空機のエンジンを作動させてはならないという判決を求めています。被害の抜本的解決を図るには差し止めが認められることが最も重要です。

将来の損害賠償請求とは、将来発生する被害に対する損害賠償を予め認めるように求めるものです。現時点では米軍機等による騒音が抜本的に解消される目処は立っておらず、米軍機等が飛び続ける限り、周辺住民の騒音被害は将来にわたって続くこととなります。過去に発生した騒音被害に対する損害賠償を命じるだけでは、騒音被害の救済として十分ではありません。また、将来請求が認められれば、国が騒音解消に向けて本格的に動き出すきっかけにもなります。

差し止め請求と将来の損害賠償請求が認められることは騒音被害に苦しむ周辺住民の悲願です。

では、最高裁ではどのような判決が考えられ

るかです。

一つは、最高裁が原告らの訴えに応え、東京高等裁判所の判断を見直して、差し止め請求と将来の損害賠償請求を認める、あるいは差し止め請求か将来の損害賠償請求を認める判断をすることが考えられます。この場合には、東京高等裁判所での判断を見直すことになるので、通常は最高裁で口頭弁論が開かれることとなります。最高裁から口頭弁論期日の指定があり、最高裁に出頭し、法廷で弁論を行うことになり、判決言い渡し日の指定があります。判決は指定された言い渡しの期日に法廷で言い渡されます。

もう一つは、最高裁が原告らの訴えを退け、差し止め請求と将来の損害賠償請求を認めないという東京高等裁判所の判断を維持する判断をすることが考えられます。この場合には、口頭弁論は開かれませんが、裁判所から原告団の代理人弁護士のところに上告を棄却し、上告を受理しない旨の最高裁の決定が届くこととなります。現在の取扱いでは決定が出される日については事前に告知されないことになっていますので、ある日、最高裁から決定が届くという形になります。

最高裁は三審制の裁判の最後の砦です。口頭弁論を開き、差し止め請求や将来請求を認めなかった東京高等裁判所の判決を見直すよう最高裁に求めていくことが大切です。

勝ち取ろう！「夜間・早朝の飛行差し止め」「将来損害賠償請求」

8月11日、正午から13時までの1時間、最高裁前でStandingとハンドマイクを使っのアピール。全国基地連の各原告団からの訴えを載せたニュース配布を行いました。この行動への参加者の感想を寄せていただきました。

8月11日はとても暑い日で最高裁に向かうバスの中はコロナ禍もあり、静かでした。立川地裁と東京高裁の24回の口頭弁論に大勢の原告団員と参加した時とは違いました。最高裁通用口で旗を掲げ、ゼッケンをして昼休みに出てくる職員にビラを配りました。その後、最高裁の中に71歳にして初めて入りました。筆記用具や貴重品の持ち込みは許可されましたが、カバンやスマホは預けなければなりませんでした。

要請に対応した書記官が30分間もひとり一言の訴えを聞き丁寧にメモを取っていました。私は、この夏、5歳のふたごの孫たちが庭のプールで機影におびえたこと、訓練飛行で8機の編隊飛行やオスプレイが低空飛行をし、ヘリモードで飛び家の窓ガラスがガタガタと震えた、夕方の訓練が頻発し、深夜まで飛び回り、無灯火だった等の深刻な被害が増加していると訴えました。

最高裁に今度こそ「将来の賠償請求」「住宅地上空での飛行訓練中止」認めてもらいたいと思いました。

【八王子・日野支部 後藤 千恵子】

コロナ禍も考慮して貸し切りバスで現地に。全国基地連と共同して1時間の宣伝。最高裁の警備女性が倒れるほどの暑さに負けないで訴えた。最初の十五分程は職員が出てこないで心配したがその後続々と。

要請行動は、団長が要請書を読み上げ、原告7人全員が騒音と基地被害を訴えた。オスプレイの腹に響く騒音のひどさ、訓練実態に合わないコンターによる認定の不当性、防音工事では最近の飛行回数の増加や低空飛行でうるささが増している、四十年以上も裁判やっている、異常事態だとの思いを書記官に伝えた。法廷を開いて弁論で原告自身の声を裁判官に伝えたい。

中島団長の「日本は法治国家か？放置国家ではないか」との国の姿勢に対する怒りの発言が参加者全員の思いを代弁している。

【八王子・日野支部 北村 正】



写真左から、第9次横田原告団、厚木爆同、第五次厚木原告団のみなさん。全国基地連代表金子さんがマイクを持って基地被害救済を訴えました



最高裁職員にもチラシを受け取ってもらえました



第2次新横田弁護団長・関島弁護士もマイクで訴え

勝ち取ろう！「夜間・早朝の飛行差し止め」「将来損害賠償請求」

## 全国基地連 最高裁要請を行う

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 事務局長  
福本道夫（第9次横田基地公害訴訟原告団）

去る10月5日、全国基地連（全国基地爆音訴訟原告団連絡会議）は、首都圏3原告団を中心に、最高裁に対し「基地被害の抜本的問題解決が図れる判決を求める要請書」を提出するとともに、参加した原告団とコロナ禍のため最高裁に直に声を届けられない原告団を代弁しての要請を行った。

今回の行動は、8月11日に続く2回目の行動で、参加者は第五次厚木基地爆音訴訟原告団、厚木基地爆音防止期成同盟、第2次新横田基地公害訴訟原告団、第9次横田基地公害訴訟原告団と弁護団、横田・基地被害をなくす会からの合計15名だった。

まず、正午から13時までの間は、最高裁西門前で『最高裁に来られない全国各地の原告団も含めたアピールボードを掲げてのStanding, 全国基地連NEWS最高裁特別号No.3の配布, ハン

ドマイクを使って参加者からの訴えをアピール』の行動を行った。

次に、13時30分からは、最高裁の担当事務官（裁判部訟廷事務室・裁判関係庶務係）に対し、全国基地連の要請書を提出後に、代表10名が口頭での訴えを行い、この場に来られない嘉手納や岩国の仲間の声も届けた。

私たちの要請内容は、総じていえば「基地被害の違法性が100%認められているのに、裁判所がその原因である被害の解消に向けて踏み込んだ判決を出してこなかったことが、私たちが繰り返し裁判を続けざるを得ない結果になっている。裁判所は被害の元凶が自衛隊であろうと、米軍であろうと、正しい判断を示してほしい。」というものだった。

最高裁で審理中の基地訴訟は、コロナ禍の中で私たちが身動きの取れない7月に普天間基地訴訟の決定（上告棄却）が出されたために、10月5日時点で4訴訟である。普天間の場合は上告後約1年2カ月後の決定であり、これに続く第2次新横田基地訴訟、嘉手納基地訴訟、岩国基地訴訟、第9次横田基地訴訟の上告に対する決定がいつ出されてもおかしくないという厳しい時期での行動だった。



第9次横田原告団、第五次厚木原告団、厚木爆同のみなさんで要請前の打ち合わせ。



第2次新横田原告団・中島団長もマイクで訴え



# 連続するパラシュート訓練事故に 横田防衛事務所に抗議と要請

## 周辺自治体に情報出さず 横田で大規模演習

6月中旬から下旬にかけて、全軍種の特殊作戦部隊を指揮する嘉手納基地の米空軍第353特殊作戦群司令部が行った合同大軍事演習が、地元自治体に情報を出さないまま横田基地周辺でも強行されました。前後して人命にかかわる重大事故を招きかねない事例が連続して発生しました。

6月16日のCV-22オスプレイの部品遺失事故、7月2日の立川市西砂町でのパラシュート落下事故などは、周辺住民への不安を増大させました。しかし原因究明と他の落下物確認など説明もせず、7月7日、米軍は一方的に人員降下訓練を実施する通告を行いました。東京都と周辺市町連絡協議会は、訓練再開は周辺住民に不信感につながるものであり遺憾であると表明。ところが強行した当日の7月7日、福生市牛浜に潜水用フィン(足ひれ)を落下する事故を起こしてしまいました。あまりにも住民の安全

を軽視する米軍の行動に大きな怒りが広がり、福生市議会は当該落下物を市民が拾得したことを契機に事故が明らかになったことで抗議書を議決しました。

## 事故多発に抗議

7月6日、私たち原告団も参加しているオスプレイ横田配備反対連絡会のメンバー8人は、北関東防衛局横田防衛事務所に出向き横田基地所属機、外来機による様々な事故が次々と起き、日米合意違反の訓練や飛行実態が指摘されていることを踏まえ、解明と解消の申し入れを行いました。しかし防衛局の説明が不十分なことから改めて7月16日に、所長に対し、連続パラシュート降下事故の究明も防止対策も謝罪もない中で、一方的訓練再開は許さない等の申し入れを行い、参加者も多く三密を避けて事務所前の駐車場でやり取りをしました。「米軍横田基地から情報提供は少なく、一連の事故の詳細や訓練内容も地元自治体には明らかにしていない」

「事故続きのパラシュート訓練が、周辺住民を危険にさらしているとの認識は同じだ」との回答に批判の声が続出。直ちに東京都と周辺自治体連絡協議会が求めている訓練の即時中止を、米軍横田基地に強く求めるよう要請しました。

【原告団事務局長 奥村 博】



要請は屋根付きの駐車場で、ソーシャルディスタンスをとって行われた



演習期間後も実施されたCV22オスプレイからのロープ降下訓練(6月30日)(しんぶん赤旗ホームページより)

# うるさい! と思ったら・・・ 市役所、町役場に電話を

地元住民からの声は、苦情として扱われ、自治体が防衛省や横田基地に抗議・要請する大きな力になります。

- ◆瑞穂町役場  
042-557-0501
- ◆羽村市役所  
042-555-1111
- ◆福生市役所  
042-551-1511

- ◆昭島市役所  
042-544-5111
- ◆立川市役所  
042-523-2111
- ◆武蔵村山市役所  
042-565-1111

- ◆日野市役所  
042-585-1111
- ◆八王子市役所  
042-626-3111
- ◆あきる野市役所  
042-558-1111

- ◆青梅市役所  
0428-22-1111
- ◆入間市役所  
042-2964-1111
- ◆飯能市役所  
042-973-2111

## オスプレイの横田基地配備を 撤回する署名行動

みなさんの参加、地元の賛同者の方々の協力を呼びかけます

10月31日(土) 13時半～14時半  
西武立川駅南口

12月6日(日) 13時半～14時半  
立川駅北口デッキ

## 横田メールニュース配信を再開しました。

しばらく中断していたメールニュース配信が、7月から再開されました。裁判に関する情報、原告団の各種催し案内、横田基地や米軍・自衛隊に関するニュース等々、タイムリーにお届けできるようにしてまいります。

### メールニュースお申し込みはこちら

メールニュース  
お申し込み

原告団ホームページの  
申し込みバナーからアド  
レス登録ができます。

## ふるさとを返せ 津島原発訴訟 原発事故の責任を問いふるさとを原状回復 するために公正な判決を求める署名

全国公害被害者総行動に加盟している、福島原発事故津島被害者原告団・同弁護団よりの署名のお願いです。この「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」は676名の原告の方々が、帰還困難区域に指定されている双葉郡浪江町津島地区の除染等を求める訴訟を行っており、来年1月7日に郡山地裁で結審の予定です。一日も早くふるさとに帰りたいという痛切な願いが実現できるよう、署名にご協力いただけますようお願いいたします。

## 原告団活動日誌

- 7/10 原告団ニュース第58号発行・発送作業
- 7/10 オスプレイ横田配備反対連絡会役員会議
- 7/13 定例事務局会議
- 7/16 横田防衛事務所要請(オスプレイ連絡会)
- 7/21 弁護団会議に出席(WEB会議)
- 7/24 臨時事務局会議
- 7/27 第88回原告団幹事会(WEB会議)
- 7/28 臨時事務局会議
- 7/30 報告集作成検討委員会
- 8/4 定例事務局会議
- 8/10 オスプレイ横田配備反対署名宣伝行動
- 8/11 最高裁要請行動。全国基地連共同の最高裁前宣伝行動
- 8/14 臨時事務局会議
- 8/17 第89回原告団幹事会(WEB会議)
- 8/26 臨時事務局会議
- 8/27 弁護団会議に出席(WEB会議)
- 8/31 オスプレイ横田配備反対連絡会役員会議
- 9/12 横田基地問題を考える会、定期総会に出席
- 9/14 定例事務局会議
- 9/23 報告集検討会議
- 9/23 第90回原告団幹事会
- 9/25 弁護団会議に出席(WEB会議)
- 9/28 原告団ニュース編集会議
- 10/5 最高裁要請&最高裁前宣伝行動(全国基地連)
- 10/5 オスプレイ横田配備反対連絡会役員会議
- 10/12 定例事務局会議
- 10/19 第91回原告団幹事会
- 10/22 弁護団会議に出席(WEB会議)
- 10/22 3次訴訟検討委員会

